

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の 加入義務について

「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（第4号様式）」を提出される方は、加入義務がないことを必ず確認してください。加入義務があるにも関わらず未加入の場合は、入札参加資格要件を満たしませんので、加入の上ご申請ください。

※下記内容は制度概要です。

適用条件等の詳細については、次の関係機関へお問い合わせください。

- ・ 雇用保険：公共職業安定所（ハローワーク）
- ・ 健康保険及び厚生年金保険：年金事務所

1 雇用保険

雇用保険制度は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった保険制度です。

次に該当する労働者の方を1人以上雇い入れた場合は、事業規模（法人・個人事業所）に関わりなく、原則として、全て雇用保険の適用対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込があること

※ 誓約書の「【個人・法人】労働者を雇用していないため。」を選択し、代表者及び役員のみで従業員がいない場合は、申請システムの総従業員数を「0人」として下さい。

2 健康保険

健康保険制度は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、労働者とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした保険制度です。

次に該当する場合は、原則として、強制適用事業所となります。

法人の事業所（事業主のみの場合を含む）又は常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（飲食業、理美容等の一部の職種を除く）

3 厚生年金保険

厚生年金保険とは、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者又はその遺族の生活の安定と、福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度です。

次に該当する場合は、原則として、強制適用事業所となります。

法人の事業所（事業主のみの場合を含む）又は常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（飲食業、理美容等の一部の職種を除く）

令和 年 月 日

横 浜 市 長

横浜市水道事業管理者

横浜市交通事業管理者

横浜市病院事業管理者

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

所在地

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

下記の理由により加入義務がないことを誓約します。

【雇用保険】

- ☐ 【個人・法人】労働者を雇用していないため。
- ☐ 【個人】暫定任意適用事業に該当する個人事業所であるため。
- ☐ 【法人】役員報酬の支払いがない
- ☐ 【個人・法人】その他の理由（下記の欄に理由をご記入下さい。）

理由：

【健康保険】

- ☐ 【個人】従業員5人未満の**個人事業所**であるため。
- ☐ 【個人】従業員5人以上の**個人事業所**であっても、強制適用事業となる業種ではないため。
- ☐ 【法人】役員報酬の支払いがない
- ☐ 【個人・法人】その他の理由（下記の欄に理由をご記入下さい。）

理由：

【厚生年金保険】

- ☐ 【個人】従業員5人未満の**個人事業所**であるため。
- ☐ 【個人】従業員5人以上の**個人事業所**であっても、強制適用事業となる業種ではないため。
- ☐ 【法人】役員報酬の支払いがない
- ☐ 【個人・法人】その他の理由（下記の欄に理由をご記入下さい。）

理由：

注意事項

該当する□欄にチェックしてください。